

# 生コンクリート品質低下防止対策指針

宝 塚 市

## 目 次

第1	基本的姿勢	1
1	目 的	1
2	適 用	1
3	過積載について	1
第2	過積載防止対策及び品質低下防止対策	2
1	請負人の責務	2
2	生コンクリート工場の選定	2
3	コンクリート輸送についての請負人の遵守事項	2
第3	違反に対する処置	3
1	改善指示等	3
2	打切後に違反を確認した場合の処置	4
3	工事成績の評価	4
第4	その他	4
1	品質管理等について	4
2	参考資料等	4
附 則		5

## 生コンクリート品質低下防止対策指針

### 第1 基本的姿勢

#### 1 目的

宝塚市は、請負人が道路法(昭和27年法律第180号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号。以下「ダンプ規制法」という。)等の法令を遵守することにより、過積載防止に取り組んでいる。

過積載はブレーキ性能やハンドル操作の低下から交通事故を誘発するとともに、道路や橋梁等を損傷する一因となっており、更にエンジンや車体に過大な負担をかけることから、騒音、振動及び排ガスの増大を招き、また、過積載の程度によっては生コンクリートの品質にさえ影響を及ぼしかねない。

これまで宝塚市は、これらの法令項目の遵守は請負人の当然の責務であり、信義に従って誠実に履行されるものとの認識であったが、一部で悪質な過積載車両が確認されるなど、公共工事に対する市民への信頼を損なうおそれがあった。このため、本指針により過積載防止の一層の強化を図る対策を講ずることとし、もって、生コンクリートの品質低下の防止を図ろうとするものである。

#### 2 適用

本指針は、宝塚市が発注あるいは施工監理するすべての工事に適用する。ただし、次の事項に該当する場合は対象から除くことができる。

##### (1) 土木工事の場合は小型構造物

(注) 小型構造物とは、コンクリート断面積が $1\text{ m}^2$ 以下の連続している側溝、笠コンクリート等、及びコンクリート量が $1\text{ m}^3$ 以下の集水桝、照明基礎、標識基礎等をいう。

##### (2) 建築工事の場合は、捨コンクリート、犬走り等の構造上重要でない部分

(注) 構造上重要でない部分とは、建築工事共通仕様書(平成13年版)6.14.1の無筋コンクリートに類するものをいう。

#### 3 過積載について

##### (1) 過積載の定義

過積載とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいい、本指針では、積載量が自動車車検証(以下、「車検証」という。)に記載されている最大積載量を超えている場合をいう。

##### (2) 過積載の法規制

ア 道路交通法第57条

車両の運転手は、車検証に記載された最大積載量を超えた積載をして車両を運転することを禁止している。

#### イ 道路法第47条

道路及び橋梁の保全並びに交通安全のため、車両重量等の限度を車両制限令で定め、原則としてこの制限を超える車両は道路を通行する事が制限されている。なお、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条では、車両総重量の一般的な限度を20トンとしている。

#### ウ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第17条

貨物自動車輸送事業者は、過積載による運送の引き受け、過積載を前提とする運行計画の作成及び運転者や従業員に対する過積載の指示が禁止されている。

#### エ ダンプ規制法第3条及び第4条

車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のダンプカー等(大型ダンプカー)の使用者は国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の荷台の両側面と後面に見やすいように表示することが義務づけられている。

#### オ ダンプ規制法第6条

大型ダンプカーの使用者は、積載重量を自動的に計量する装置を取り付けることが義務づけられている。

## 第2 過積載防止対策及び品質低下防止対策

### 1 請負人の責務

請負人は、生コンクリートのJIS表示許可工場が「荷卸し地点までの品質の確保」も審査して認められたものであり、工場から現場までの運搬中のコンクリート管理は品質確保の上で極めて重要であることを認識し、請負人の責任において下請負人の指導を徹底しなければならない。また、荷卸し以降のコンクリートの品質確保についても責任を負うものである。

### 2 生コンクリート工場の選定

請負人は、土木工事については、土木学会「2002年制定 コンクリート標準示方書」の、また、建築工事については、「建築工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・平成13年版)」の内容を踏まえてコンクリートの品質管理状況が良好な工場の選定を行わなければならない。

### 3 コンクリート輸送についての請負人の遵守事項

- (1) 生コンクリートの運搬にあたっては、道路交通法等関係法令を遵守すること。
- (2) 生コンクリートの運搬は、JIS規格に基づく性能をもつトラックアジテータを使用し、かつ、その製造所の主要諸元表に定められた最大混合容量(ミキサ

一容量)以下とすること。

- (3) 生コンクリートの運搬に使用するトラックアジテータについては、メーカーの主要諸元表及び種類、登録番号(ナンバープレート)をコンクリート施工計画書又は打設計画書あるいはこれに準ずる計画書(以下、「コンクリート施工計画書等」という。)と同時に提出すること。
- (4) 伝票等で過積載がないことを確認すること。
- (5) 生コンクリートの運搬計画書(様式1)に従い、必要事項を記入してコンクリート施工計画書等と同時に提出すること。
- (6) 生コンクリートを積み込むドラムの容量及びミキサー容量(ドラム容積比容量又は最大混合容量)は下記を上限とすること。
  - ア 最大積載量は車検証による。
  - イ ドラム容積比は51.5%以下とする。

下記\*印は標準タイプ(減トンしていない場合)

車両総重量区分	標準車の最大積載量区分	ドラム容量m <sup>3</sup>	ミキサー容量m <sup>3</sup>
20トン以上	12トン以上	10.2	5.2
18トン以上 20トン未満	10.00トン以上 12.00トン未満	8.9	4.5*
8トン以上 18トン未満	7.50トン以上 10.00トン未満	6.3	3.2
	6.00トン以上 7.50トン未満	5.6	2.8*
	5.00トン以上 6.00トン未満	4.4	2.2
8トン未満	4.00トン以上 5.00トン未満	3.4	1.7*
	3.25トン以上 4.00トン未満	2.8	1.4
	2.75トン以上 3.25トン未満	2.5	1.2*
	2.75トン未満	1.9	0.9

- (7) 打設完了後速やかに、生コン工場出荷納品伝票の写しを提出すること。  
また、生コン工場の運行管理記録(タコグラフデータ、運転日報)の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (8) 輸送の際に水を加えないこと。

### 第3 違反に対する処置

#### 1 改善指示等

- (1) 当該生コンクリートは受け入れないこととし、請負人は改善した状態の生コンクリートを早急に納入すること。
- (2) 改善されない場合は工事を一時中断する。中断により発生する費用は、すべて請負人の負担とする。

- (3) 監督員は、違反した下請負人に対する必要な措置を執るよう請負人に指示する。
- (4) 請負人は、監督員から上記の指示を受けた場合は、速やかに当該下請負人に対して必要な措置を講じなければならない。
- (5) 監督員は、再発防止に向けて書面により改善を指示することができる。
- (6) 請負人は、上記の改善指示を受けた場合は、改善報告書を書面により提出しなければならない。
- (7) 請負人の改善が認められない場合は、工事請負契約書に基づき、必要な措置をとる。
- (8) 監督員は、疑わしい行為を確認した場合についても、違反を認めたと同様の改善の指示等を行う。

## 2 打設後に違反を確認した場合の処置

- (1) まだ固まらないコンクリートの間に確認した場合は、一時工事を中断し、違反コンクリートを速やかに除去し、監督員の承諾を得て、再開する。
- (2) すでに硬化を始めたコンクリートの違反を確認した場合は、当該コンクリートを他の良好なコンクリートに影響を及ぼさない方法を考案し、違反コンクリートを除去する。違反コンクリートの部位が不明確な場合は、厳格に調査し、違反コンクリートの範囲を特定しなければならない。  
特定した場合でも、同時に打設したすべてのコンクリートについて、現場コア抜きを行い、公的試験場で圧縮試験、中性化試験等を行い結果を確認すること。
- (3) 違反コンクリートの調査、除去、試験、再打設をはじめ復旧に関するすべての費用は請負人の負担とする。
- (4) 改善指示は前項の改善指示等に準じて行う。
- (5) 打設後に違反コンクリートを確認した場合、再発防止に向けた抜本的計画が示されないかぎり工事の再開は行わない。

## 3 工事成績の評価

過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、工事成績において厳格かつ適正に評価する。

## 第4 その他

### 1 品質管理等について

生コンクリートを使用する工事については、生コンクリートの品質確保チェックリスト(様式2)等を基にして工事監理を行う。

### 2 参考資料等

- ① ミキサトラック諸元表 別添のとおり
- ② レディミストコンクリート納入書 別添のとおり

附 則

この指針は、平成16年4月1日から運用する。